適格請求書(インボイス)の発行事業者登録番号及び交付について

2023年10月1日より適格請求書保存方式(いわゆる、インボイス制度)が導入されます。 これにより、消費税の仕入税額控除の要件として、原則、適格請求書発行事業者が交付する 「適格請求書(インボイス)」等の保存が必要となります。

当社では、お客様からのお申し出に応じて適格請求書を交付させていただきます。必要となるお客様は、**お取引部店**までご連絡ください。

なお、当社の 適格請求書発行事業者登録番号 は下記となります。

適格請求書発行事業者登録番号: T7120001077366

- ※上記の登録番号は、国税庁ホームページの「適格請求書発行事業者公表サイト」にて、ご確認いただけます。
- ※当社の発行するインボイスが仕入税額控除に使用できるかどうかは、お客様の事業や消費税額の計算方式等によります。 詳しくは所轄の税務署又は税理士等にお問い合わせください。

インボイス制度の詳細については、国税庁のホームページ等をご覧ください。

国税庁ホームページ 「特集インボイス制度」

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm